

パブリックコメントを募集します

## 国民健康保険税課税限度額及び均等割額軽減 対象所得基準の改正案について

市は、令和元年12月20日閣議決定された税制改革大綱（地方税法施行令の改正をし、令和2年4月1日施行予定）を受け、国民健康保険制度をより健全に運営していくために、国民健康保険税課税限度額の一部改正（年間の介護納付金分16万円を17万円に改正、対象となる方は、40歳～64歳の方、単身世帯で所得金額約838万5千円、給与収入約1,058万5千円超）及び均等割額軽減対象所得基準の改正（均等割額を5割軽減する所得基準は、28万円を28万5千円に、2割軽減は51万円を52万円に）を行いたいと考えています。この改定の内容につきまして、皆様のご意見を求めます。

募集期間は、令和2年2月5日(水)から2月26日(水)までです。

### ○提出方法

ご意見の内容を簡潔にまとめ、氏名・住所・連絡先をご記入のうえ、下記の方法によりご提出ください。（書式自由）

#### (1) 郵送

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1 国立市役所健康増進課国民健康保険係 宛

#### (2) ファクス 042-576-0264

#### (3) Eメール [sec\\_kenkozoin@city.kunitachi.lg.jp](mailto:sec_kenkozoin@city.kunitachi.lg.jp)

#### (4) 担当窓口へ直接提出

国立市役所内 国民健康保険係(1階11番窓口)

※ご意見についての個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、個人が特定できない形で公表されます

お問い合わせ

国立市健康福祉部

健康増進課国民健康保険係

電話：042-576-2124（直通）